

# 流山市政策法務推進計画

流 山 市

令和 2 年 4 月

# 流山市政策法務推進計画

## 第1章 この計画の目的

本計画は、政策法務の推進のための基本的事項を定めることにより、政策法務への組織的な取組を、確実に、かつ、途切れることのないよう実践し、もって本市の行政運営上の課題や市民等の要望に法令の活用により対応する組織となることを目的とします。

## 第2章 政策法務とは

流山市自治基本条例第6章（行政運営の原則）第25条（法令の活用による政策実現）は、「市は、行政運営上の課題や市民等の要望に対応するため、法令等を主体性をもって解釈するとともに、自治立法権を積極的に行使することその他多様な方法によって、政策の実現に努めなければなりません。」と定め、本市に「政策法務」の実践を義務付けています。

そこで、本計画においては、「政策法務」を

- ①「法をつくる」、
  - ②「つくられた法を執行する」、
  - ③「執行活動に対して提起された訴訟等に対応し、及び法の在り方を点検・評価する」
- というそれぞれの段階において、「法」を政策実現のための道具として活用すること

と捉えます。また、①の段階における取組を「立法法務」、②の段階における取組を「解釈運用法務」、③の段階における取組を「評価・争訟法務」とそれぞれ呼びます。

### 第3章 政策法務推進計画の4つの柱とその具体策

政策法務を推進するため、次の事項をこの計画の柱とします。

#### 1 人材の育成

##### (1) 政策法務研修の実施

政策法務は全職員が取り組まなければなりません。したがって、政策法務の実践に必要な基礎的な知識と思考力（政策法務能力）を全職員が身に着けるため、別に定める政策法務研修計画に基づき研修を実施します。

##### (2) 政策法務室への法律相談

職場が直面している課題について、事実関係を把握・整理し、関連法規を整理・分析した上で、様々な解決手法を検討することは解釈運用法務の実践となります。政策法務室と協力し解釈運用法務を実践することで、職員の思考力の向上を図ります。

##### (3) 訴訟等への対応

訴訟等を積極的に活用すること、提起された訴訟等に対応することを通じて、過去に行った立法法務や解釈運用法務を見直すことは、評価・争訟法務の実践となります。政策法務室と協力し評価・争訟法務を実践することで、職員の政策法務能力の向上を図ります。

##### (4) 外部研修の計画的受講

自治大学校への入校等、外部研修を計画的に受講することで職員の政策法務能力の向上を図ります。

#### 2 組織の充実

##### (1) 政策法務主任の設置

課等の政策法務の推進において中心的な役割を担う「政策法務主任」を各課等に1名以上設置します。政策法務室と各課等の政策法務主任とが連携し、政策法務を組織的に推進していきます。

政策法務研修計画に基づく政策法務主任研修及び政策法務室への法律相談を通じて政策法務主任の育成を進めるとともに、各課等に

おける課題が、政策法務室と連携しつつ、政策法務主任を中心として解決される体制の定着を目指します。

## (2) 法規担当職員の計画的配置

法制執務能力及び政策法務能力の習得に必要な期間（5年程度が望ましい）法規担当を経験した人材を各課等に配置していくことで立法法務能力の全庁的な向上を図ります。

立法法務能力は研修のみで身に着くものではなく、実際に例規審査を担当し、その経験を積むことで初めて身に着くものです。したがって、政策法務研修計画に基づき立法法務の基礎的な知識を身に付ける研修の実施を継続していくと同時に、より多くの職員が法規担当職員としての経験を十分に積んだ上で各課等に配置されていく循環の仕組みが必要です。

## 3 環境の整備

政策法務を実践するために必要な情報を全職員が容易に入手できる環境を整備します。

- (1) 法令・判例の解説を含めた検索ソフト及び参考図書の実充
- (2) 政策法務室が発行するニュースレターによる情報提供
  - ・最新・注目の判例紹介
  - ・法令用語の使い方等の法制執務の基礎的な知識の紹介
- (3) 政策法務室への相談事例の整理・蓄積

## 4 予防法務の実施

### (1) 行政リーガル・ドック事業の実施

行政リーガル・ドック事業とは、人が人間ドックに入って健康状態をチェックして病気を予防するように、市が行う事務をドックに入れて、外部の有識者であるアドバイザーが法的検討を加え、その結果を組織内にフィードバックすることにより、事務の適法性を確保しようとするものです。

日常の事務を法適合性という観点から見つめ直してみることで、基礎的な知識の定着を図ることができるとともに、事業執行の適正

化にもつながるものです。

#### **第 4 章 実施時期等**

- 1 本市における政策法務の組織的実践は、平成 23 年 4 月に政策法務室を総務部総務課に設置したことに始まりました。第一義的に実施しなければならないことは、人材の育成です。その中でも政策法務研修計画に基づく研修を確実に行うことが、人材を育成するための最大の近道ですから、この点に関しては十分な実施が可能となるよう、可能な限り予算上の配慮がなされなければなりません。
- 2 組織の充実として、十分に経験を積んだ法規担当職員を各課等に配置することで全庁的な立法法務能力を向上させることも重要です。ただし、各課等に配置できるだけの人数が十分な法規担当としての経験を積むまでには時間がかかることから、人事担当課と協議しながら実施していきます。

#### **附 則**

- 1 本計画は、平成 28 年 4 月 21 日から実施する。
- 2 本計画は、必要に応じ見直しを行うものとする。

#### **附 則（令和 2 年 3 月 16 日）**

- 1 本計画は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。